

シティハイツ桂坂の駐車場を活用したカーシェアリングの導入について

1 目的

シティハイツ桂坂の居住者用として整備された駐車場（以下「本駐車場」といいます。）は、令和元年度から令和5年度までの平均使用率が約20%と低い状態が続いており、当面の使用率向上は見込まれません。

そのため、入居者の利便性向上や地域貢献、使用率の改善の観点から本駐車場としての稼働を休止し、当該区画を活用したカーシェアリングを導入します。

2 カーシェアリングの導入

本駐車場は2段の昇降式駐車場ですが、4区画（8台分）の稼働を休止し、上段部分の4台分をカーシェアリングの用途として使用します。

都市部ではカーシェアリング用の車両ステーションが増加しており、本駐車場は高輪ゲートウェイ駅周辺の街開きや、国道15号線に接道している交通利便性の良さから、高い利用が見込まれます。

- (1) 本駐車場所在地 港区高輪二丁目13番8号 シティハイツ桂坂地下1階
- (2) 貸付区画数 4区画（これにより、区画数が47から39に減少します。）
 - ・ 2段昇降式：上段15・17・19・21（カーシェアリングの用途として使用）
下段16・18・20・22（駐車場として使用しません。）
- (3) 貸付根拠 地方自治法第238条の4第2項第4号
（床面積又は敷地に余裕がある場合に貸し付けるとき）
- (4) 契約年数 5年（港区公有財産管理規則第31条第1項第8号）
- (5) 事業者の選定方法 制限を付した一般競争入札による契約

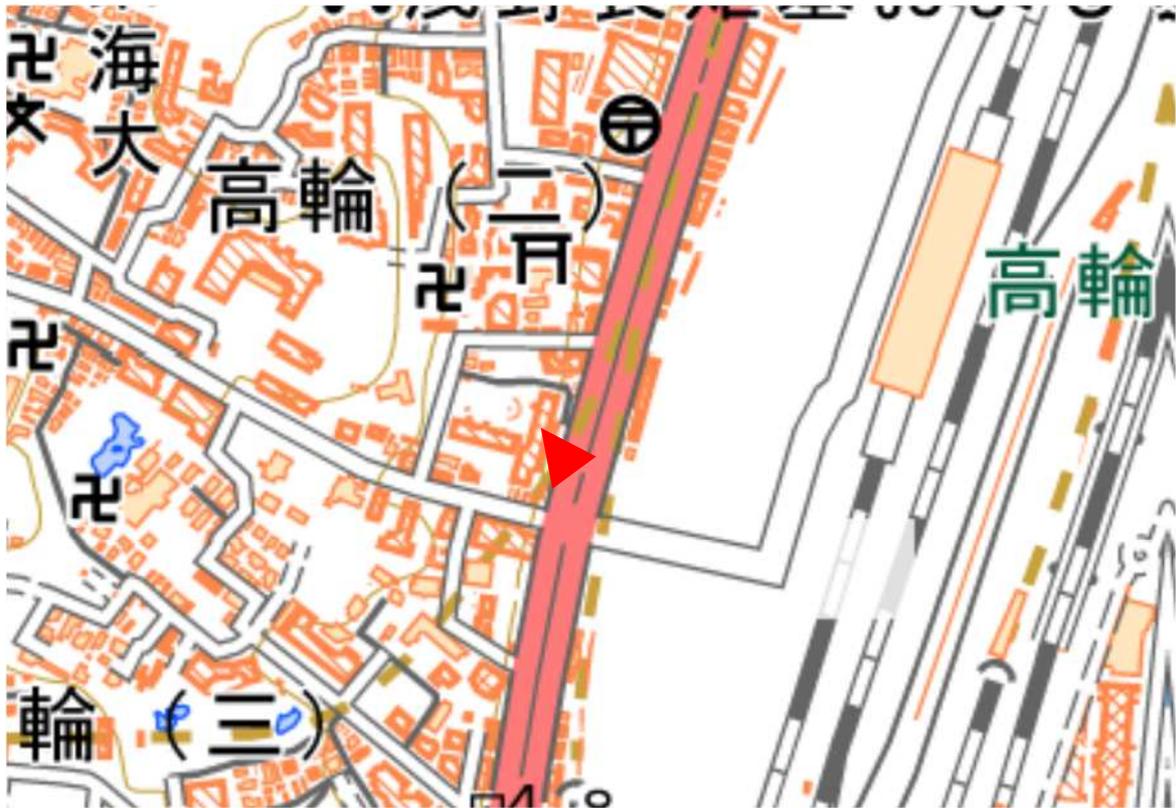
3 現状

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 構造 | 2段昇降式駐車場 |
| (2) 区画数 | 47区画 |
| (3) 使用料（月額） | 23,400円 |
| (4) 使用率（令和5年度） | 約19% |

4 今後のスケジュール（予定）

- | | | |
|------|-----|----------------------------|
| 令和6年 | 11月 | 港区住宅駐車場の管理に関する条例の一部改正条例の提出 |
| 令和7年 | 1月 | 港区公有財産管理運用委員会 |
| | 2月 | 一般競争入札による運営事業者の選定 |
| | 3月 | 住民へ周知 |
| | 4月 | 運用開始 |

【案内図】



出展：国土地理院地図

【貸付区画写真】

